

証券コード 2435
平成21年6月11日

株 主 各 位

北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
株 式 会 社 シ ダ ー
代表取締役社長 山 崎 嘉 忠

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
ステーションホテル小倉（JR小倉駅ターミナルビル）
TEL（093）541-7111
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第28期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 第28期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件
第 2 号 議 案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.cedar-web.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、サブプライム問題に端を発した世界的な金融市場の混乱に加え、企業収益の急速な悪化が内需にまで広がり、雇用情勢や個人消費にも深刻な影響を及ぼすなど景気後退の様相をますます強めてまいりました。

介護サービス業界では、国や行政から介護サービスの質の向上やコンプライアンスに対する管理体制の強化が求められております。一方、介護サービス業界に携わる人材の不足や他業種に比べて著しく低い賃金水準が表面化したことなどから、介護報酬の見直しを望む声が多く聞かれる中、推移いたしました。

このような状況のもと当社は、収益面ではデイサービス事業において認知症対応型デイサービス1施設を新規開設し、既存施設においては施設稼働率を上昇させるため、新規利用者の獲得とサービスの向上に努めました。また、施設サービス事業では、有料老人ホーム4施設とグループホーム1施設を新規開設し、積極的な営業活動を展開してまいりました。利益面では、人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことで利益率の改善に注力してまいりました。

この結果、当期の売上高は70億75百万円（前年比19.5%増）となり、営業利益は149百万円（前年比165.2%増）、経常利益は100百万円（前年比132.7%増）、当期純利益は46百万円（前年比188.4%増）となりました。

当社といたしましては、当期の剰余金の配当につきまして、株主の皆様への利益還元は重要な課題であると認識しておりますが、将来の事業展開と経営体質の強化、当期の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業部門別	売上高	前期比増減
デイサービス事業	2,919百万円	5.8%
施設サービス事業	3,475百万円	41.9%
在宅サービス事業	680百万円	△4.3%
合計	7,075百万円	19.5%

1. デイサービス事業

当事業部門におきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上や積極的な営業活動の結果、登録利用者数が前期を大幅に上回りました。また、当期におきまして東京都江戸川区に「あおぞらの里 小松川デイサービス(認知症対応型)」を新規に開設いたしました。その結果、売上高は29億19百万円(前年比5.8%増)となりました。

2. 施設サービス事業

当事業部門におきましては、既存の有料老人ホームの利用者獲得に注力し、施設稼働率の向上に努めました。当期におきましては、愛知県名古屋市の「ラ・ナシカ あらこがわ」福岡県大野城市に「ラ・ナシカ おとがな」北海道旭川市の「ラ・ナシカ あさひかわ」東京都江戸川区に「ラ・ナシカ こまつがわ」「あおぞらの里グループホーム小松川(併設)」を開設いたしました。その結果、売上高は34億75百万円(前年比41.9%増)となりました。

3. 在宅サービス事業

当事業部門におきましては、他の主力事業に経営資源を集中させたため、売上高は低調に推移いたしました。その結果、売上高は6億80百万円(前年比4.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は18億74百万円で、その主なものは賃借設備の購入9億81百万円、新規開設の有料老人ホーム4施設の設備購入8億31百万円、次期開設予定の有料老人ホームの敷金・建設協力金等31百万円であります。

③ 資金調達の状況

銀行からの長期借入金により14億50百万円、短期借入により13億円の資金調達をいたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (自 17. 4. 1) 至 18. 3. 31)	第 26 期 (自 18. 4. 1) 至 19. 3. 31)	第 27 期 (自 19. 4. 1) 至 20. 3. 31)	第 28 期 (自 20. 4. 1) 至 21. 3. 31)
売 上 高(千円)	4,251,819	4,519,420	5,921,534	7,075,657
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	297,187	△406,010	42,997	100,070
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	166,354	△247,217	16,035	46,242
1 株 当 り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	28.99	△43.08	2.79	8.06
総 資 産 (千円)	4,231,954	4,858,202	5,286,954	7,215,707
純 資 産 (千円)	1,125,725	849,818	865,853	912,095

- (注) 1. 第26期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第26期につきましては、介護保険制度の改定に伴う介護保険収入の減収に加え、有料老人ホームを積極的に展開したため、新規施設の開設費用や人件費等の増大により損失を計上しております。
3. 第27期より税抜き方式を採用したため、第27期の売上高には消費税等は含まれておりません。第24期、第25期及び第26期については、税込み方式を採用しているため、一部売上高には消費税等が含まれております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①介護保険制度の改正について

平成21年4月から介護保険制度が改正され、介護報酬も同時に見直されております。基本的な方針としては前回の改定を踏襲しており、介護レベルが軽度の要支援者には、「予防給付」の枠組みの中で、介護予防のための効果的、効率的な自立支援、サービスの提供を行うこととなっており、中重度の要介護者には質の高いサービスが適切に受けられる制度となっております。今回の改正では、主に介護職の処遇改善、認知症ケアの充実、医療と介護の連携強化などがテーマとなっており、それらの問題点を改善すべく様々な仕組みが盛り込まれております。具体的には、専門性の評価、介護従事者の定着促進を目的に介護有資格者や介護経験者を多数配置することによる加算や、都市部と地方などの人件費コストの高い地域との格差是正を図るため地域加算の見直しや、施設系サービスでの夜勤業務・夜間の看護体制、重度化、認知症対応への評価・加算などが挙げられています。

当社といたしましては、介護保険制度のもと事業活動を行う中で、今後も予想される制度リスクともいうべき法改正に柔軟に対応しつつ、当社の強みであるリハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、快適、上質なサービスで他社との差別化を目指す考えです。また、社会的にも多くの需要が見込まれるリハビリテーションに特化したサービスをさらに強化し、サービスの向上と業容の拡大を図ってまいりたいと考えております。

②人材の確保について

当社の事業の拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保は重要な課題の一つとして認識しております。有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、雇用条件の見直しや、働きやすい職場環境を構築することに努めております。また、各種教育研修プログラムの充実を図ることでサービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組んでおります。

③法令遵守への取り組みについて

当社は、介護保険制度のもと、介護サービス事業を営んでいくうえで関係法令を遵守することは勿論、社会的な責務の遂行や地域での信頼関係を構築することを第一に考えております。当社としましては、事業所での教育指導の徹底を図るとともに、内部監査体制の強化や社員教育やマニュアルの整備等を行うことで、法令を遵守した適切な事業運営に努めてまいり所存です。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社は、主に介護保険法の適用を受ける介護サービス事業を行っております。各事業部門の主なサービスの内容は、以下のとおりであります。

① デイサービス事業

デイサービス施設において、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、食事・入浴・機能訓練・日常生活の介助等のサービスを提供しております。

② 施設サービス事業

介護付有料老人ホームにおいて、介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して特定施設介護サービス計画に基づいて食事・入浴・排せつ・機能訓練等の日常生活全般をサポートする介護サービスを提供しております。

③ 在宅サービス事業

i 訪問看護・訪問リハビリテーション

医療保険法・介護保険法の適用を受け、医師の指示書に基づき、看護師や理学療法士・作業療法士が利用者のご自宅に訪問しサービスを提供しております。

ii ホームヘルパー

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、介護福祉士やヘルパー資格保持者が利用者のご自宅に訪問し、生活全般にわたる援助や身体介助のサービスを提供しております。

iii ケアプラン

介護保険法により認定された要支援者・要介護者に対して、ケアマネージャーが利用者一人ひとりの要望と必要に応じたサービス計画を作成し適切な介護サービスの選定やマネジメントを行うサービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (平成21年3月31日現在)

本 社	福岡県北九州市小倉北区大島
-----	---------------

デイサービスセンター 22施設 (あおぞらの里)	
下 関	山口県下関市今浦町
下 関 幡 生	山口県下関市幡生本町
小 文 字	福岡県北九州市小倉北区大島
戸 ノ 上	福岡県北九州市門司区大里戸ノ上
徳 力	福岡県北九州市小倉南区南方
宇 佐 町	福岡県北九州市小倉北区宇佐町
黒 崎	福岡県北九州市八幡西区黒崎 (グループホーム併設)
香 住 ケ 丘	福岡県福岡市東区香住ヶ丘
古 賀	福岡県古賀市今の庄
舞 松 原	福岡県福岡市東区舞松原
福 岡 西	福岡県福岡市西区野方
和 白 丘	福岡県福岡市東区和白丘
行 橋	福岡県行橋市道場寺
豊 前	福岡県豊前市三毛門
八 千 代	千葉県八千代市高津
薬 円 台	千葉県船橋市薬円台
花 見 川	千葉県千葉市花見川区畑町
六 高 台	千葉県松戸市六高台
馬 橋	千葉県松戸市馬橋
鎌 ケ 谷	千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷
新 柏	千葉県柏市豊住
建 部	滋賀県東近江市建部日吉町

介護付有料老人ホーム 19施設（ラ・ナシカ）	
て い ね	北海道札幌市手稲区手稲本町
あ さ り	北海道小樽市新光
あ さ ひ か わ	北海道旭川市近文町
ひ た ち な か	茨城県ひたちなか市馬渡
こ ま つ が わ	東京都江戸川区小松川 (グループホーム併設)
あ す み が 丘	千葉県千葉市緑区あすみが丘
た か し な	千葉県千葉市若葉区東寺山町
こ ぶ け	千葉県千葉市稲毛区小深町
あ ら こ が わ	愛知県名古屋港区高木町
つ る み	大阪府大阪市鶴見区今津北
か み い し	大阪府堺市堺区神石市之町
く に と み	岡山県岡山市国富
く ら し き	岡山県倉敷市青江
こ う ざ い	香川県高松市香西本町
も り ま つ	愛媛県松山市森松町
ふ じ ま つ	福岡県北九州市門司区藤松
み と ま	福岡県福岡市東区三苦
ち は や	福岡県福岡市東区松崎
お と が な	福岡県大野城市乙金

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
638 (695) 名	104 (65) 名	39.0歳	3.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び登録社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 口 銀 行	1,603百万円
株 式 会 社 大 分 銀 行	765
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	602
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	499
株 式 会 社 十 八 銀 行	396
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	342
株 式 会 社 福 岡 銀 行	300
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	293

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,738,000株
- (3) 株主数 1,495名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
山 崎 嘉 忠	1,457千株	25.4%
株式会社ビジネスラスト	969	16.9
有限会社タチバナ	600	10.4

(注) 出資比率は発行済みの普通株式の総数を分母に計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	山 崎 嘉 忠	
専務取締役	座小田 孝 安	営業本部長
取 締 役	松 尾 剛	管理本部長
取 締 役	吉 木 伸 彦	(株)ビジネストラスト代表取締役社長
取 締 役	川 野 好 彦	(株)小倉屋代表取締役社長
常勤監査役	寺 戸 靖 和	
監 査 役	板 鳥 博 子	板鳥司法書士事務所
監 査 役	江 口 博 明	西部沢井薬品(株)代表取締役社長

- (注) 1 取締役吉木伸彦氏及び取締役川野好彦氏は、社外取締役であります。
 2 監査役板鳥博子氏及び監査役江口博明氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2)	39,960千円 (1,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (1,200)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	45,960 (3,000)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

- ・取締役吉木伸彦氏は、株式会社ビジネストラストの取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社ビジネストラストとの間にコンサルティング契約を締結しております。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役江口博明氏は、株式会社メディカルー光の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 吉木信彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 川野好彦	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席いたしました。長年の会社経営者としての実務経験等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 板島博子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち7回に出席いたしました。司法書士として法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 江口博明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席いたしました。主に企業経営などの分野における豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、吉木伸彦氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
 - ② コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底することとしております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規程に従い、適切に保存・管理を行うこととされております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。
 - ② リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる最高責任者、及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行うこととしております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定しております。
- (5) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役のためにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができることとしております。
 - ② 取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定することとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告しております。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。
- ③ 監査役は、当社の会計監査を行う監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	524,806	買掛金	122,189
売掛金	1,233,131	短期借入金	1,460,000
前払費用	66,992	一年以内返済 予定長期借入金	634,304
繰延税金資産	142,879	リース債務	8,254
その他	1,394	未払金	51,616
貸倒引当金	△5,017	未払費用	142,857
		未払法人税等	20,000
固定資産		賞与引当金	135,498
有形固定資産		その他	32,615
建物	1,886,497	固定負債	
構築物	41,450	長期借入金	2,708,953
車両運搬具	3,211	リース債務	636,373
工具器具及び備品	111,505	退職給付引当金	133,894
土地	1,288,356	預り保証金	175,340
リース資産	607,865	その他	41,714
		負債合計	6,303,612
		純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	12,318	資本金	432,280
その他	9,380	資本剰余金	
		資本準備金	308,030
投資その他の資産		資本剰余金合計	308,030
投資有価証券	91,137	利益剰余金	
長期前払費用	106,782	利益準備金	1,000
敷金	518,170	その他利益剰余金	
差入保証金	455,067	繰越利益剰余金	170,785
繰延税金資産	54,066	利益剰余金合計	171,785
その他	65,710	株主資本合計	912,095
		純資産合計	912,095
資産合計	7,215,707	負債純資産合計	7,215,707

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,075,657
売 上 原 価	6,492,634
売 上 総 利 益	583,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	433,207
営 業 利 益	149,815
営 業 外 収 益	24,098
営 業 外 費 用	73,844
経 常 利 益	100,070
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	163
税 引 前 当 期 純 利 益	99,906
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,928
法 人 税 等 調 整 額	44,735
当 期 純 利 益	46,242

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
平成20年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	124,543	125,543	865,853	865,853
事業年度中の変動額								
当期純利益					46,242	46,242	46,242	46,242
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	46,242	46,242	46,242	46,242
平成21年3月31日 残高	432,280	308,030	308,030	1,000	170,785	171,785	912,095	912,095

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のないもの

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 ……………24～38年

工具器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については発生時の翌期に全額費用処理しております。

(4) 消費税等の会計処理

当社は消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却をおこなっております。

(5) 会計方針の変更

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改定））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会員制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これにより、営業利益が13,959千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ6,563千円減少しております。

(6) 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度まで投資その他の資産の「敷金及び保証金」に合計で表示しておりました「敷金」（前事業年度 532,522千円）と「差入保証金」（前事業年度 434,105千円）は、その内容をより明確に表示するため区分掲記しました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,810,132千円
土地	1,288,356千円
計	3,098,488千円

上記の物件は、長期借入金1,913,235千円、一年内返済予定の長期借入金358,196千円、短期借入金399,053千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 857,018千円

(3) 関係会社に対する金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債務	840千円
--------	-------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費

10,050千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,738千株	一千株	一千株	5,738千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

事業税否認	4,522千円
賞与引当金損金算入限度超過額	54,714千円
未払社会保険料否認	6,513千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,445千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	54,066千円
繰越欠損金	77,129千円
小計	200,390千円
評価性引当額	△3,445千円
繰延税金資産合計	196,946千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な

項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
住民税均等割	8.8
評価性引当額	3.4
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.7%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	4,511,282千円	523,253千円	3,988,029千円
工具器具及び備品	193,931千円	121,001千円	72,929千円
ソフトウェア	12,372千円	8,046千円	4,325千円
合計	4,717,586千円	652,301千円	4,065,284千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	143,613千円
1年超	4,396,150千円
合計	4,539,763千円

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	432,157千円
減価償却費相当額	231,196千円
支払利息相当額	289,794千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を有している会社	株式会社 ケイエム (注) 1	339,920	医療機器 販売・医 薬品卸・ 給食事業	—	給食業務委 託等及び事 業所貸借	給食業務 委託等の 支払 (注) 2	32,861	買掛金	2,889
						事業所貸 借料の支 払 (注) 3	3,360	敷金	2,800

- (注) 1 当社の役員の近親者が議決権の100%を保有している会社(㈱メディックスジャパンホールディングス)が議決権の86.0%を保有しております。
- 2 給食業務委託料につきまして、市場価格を勘案の上決定しております。
- 3 賃借料につきましては、近隣の取引実勢を勘案の上決定しております。
- 4 上記金額の取引金額には、消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 158円96銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	46,242千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	46,242千円
普通株式の期中平均株式数	5,738千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成21年5月19日

株 式 会 社 シ ダ ー

常 勤 監 査 役 寺 戸 靖 和 ㊟

監 査 役 板 鳥 博 子 ㊟

監 査 役 江 口 博 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第28期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（16頁から23頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

取締役会といたしましては、第28期の計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示していると判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を下表の変更案のとおり改めたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削除)
第9条 (略)	第8条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条～第41条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以 上

<メモ欄>